

## 大和市子ども・子育て支援ニーズ調査及び事業計画策定業務委託選考に関する選考基準

本業務の遂行には、現行の第二期大和市子ども・子育て支援事業計画の内容に関する評価、子育て家庭へのニーズ調査及び調査内容等の分析を行い、市の課題や国・県の政策動向を的確に捉え、適時適切に対応する能力が不可欠である。

ニーズ調査の実施に際しては、市の課題を分析した上で、必要かつ適切な設問を設け、統計的に正しく分析するための専門的知識が求められる。

事業計画の策定に際しては、ニーズ調査の結果及びこれまでの市の事業の実績を踏まえ、適切な量の見込みを算出する必要があり、正確な知識と豊富な経験が求められる。また、これまで子ども・子育てに関する法律が数多く制定され、計画に記載すべき事項や策定にあたっての基本指針等が改正されてきたことに加え、令和5年4月1日にはこども家庭庁が設置され、令和5年秋頃にはこども大綱が制定される見込みとなっている等、これまで以上の変化が予想されることや、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することができる子どもに関する市町村計画は複数あり、本市の実情に応じ各計画の必要な要素を提案する等、多角的で専門的な知識が求められる。

こうしたことから、本業務は専門的な知見に基づき分析や提案等を行える事業者に委託することとする。また、本業務の遂行にあたっては価格のみではなく、優れた企画力や運営力を有する事業者を選ぶ必要があることから、プロポーザル方式により事業者を選定するものとする。

事業者の選考にあたっては、企画提案内容を踏まえて審査することで、より本市に適した計画を構築することができる事業者を選考することが望ましいと考え、「プレゼンテーションによる提案面」「価格面」の2つの視点から評価する。

### 1. 基本的な考え方

#### (1) プレゼンテーションによる提案面の評価

プレゼンテーションにより、業務遂行能力を別添「評価基準表」に基づき評価する。なお、重要度によって異なる配点とする。

#### 【最低基準点について】

各評価員が採点したプレゼンテーションの評価を提案者ごとに合算し、評価員の人数で割って導き出した平均が75点に満たなかった提案者は最低基準に満たないものとして選定対象としないこととする。

#### (2) 価格面の評価

提出された見積書により、価格を以下に記載する評価点数算出計算式に基づき評価する。

### 2. 評価方法及び最優秀提案者の決定方法

#### (1) 評価方法

①評価点の合計点数は170点とし、各視点による配点は下記のとおりとする。

- |                    |      |
|--------------------|------|
| I. プレゼンテーションによる提案面 | 160点 |
| II. 価格面            | 10点  |

②価格面の評価点数は、次の計算式で算出された点数とする。

なお、提示価格が予定価格を超えた場合は参加要件を満たさない。

《価格面の評価点数算出計算式》

10点[価格配分点]×(提示見積金額のうち最低価格/提示見積価格)=価格面の評価点数  
(最低価格提示した者が10点、揭示見積金額が大きくなるにつれ得点が下がる計算)

## (2)最優秀提案者の決定方法

原則、プレゼンテーション実施後に評価委員会を開催し、合計点数が最も高い提案者を最優秀提案者、次に合計点数が高い提案者を次点提案者とし、最優秀提案者と契約締結に向けた個別交渉を行う。また、最優秀提案者との個別交渉が合意に達しない場合には、次点提案者と個別交渉を行う。

なお、合計点数が同数の場合には、「プレゼンテーションによる提案面」の点数が高い提案者を最優秀提案者とする。合計点数が同数であり、かつ「プレゼンテーションによる提案面」の点数も同数である場合、提案者評価委員会委員長が高く点数を付けていた提案者を最優秀提案者とする。

## (3)その他

正常な選考を妨げる行為、大和市子ども・子育て支援ニーズ調査及び事業計画策定業務委託に係るプロポーザル実施要領に反する行為を行った提案者は失格とする。